令和９年度
保育所(園)・認定こども園・幼稚園　利用案内

保育所・認定こども園（保育園部分） 利用申込みスケジュール

○ ４月入所受付

(1)書類受付 （お子さん同伴不要）
日時／令和9年１月8日(金) 午前９時 ～ 午後２時
１月9日(土) 午前９時 ～ 正午
場所／松伏町役場 第二庁舎 ３階 301 会議室

(2)面接 （お子さんと一緒にお越しください）
日時／令和9年１月 12 日(火)～15 日(金)
場所／松伏町役場 指定された会議室
※日時・場所の詳細は(1)書類受付時に指定します。

○ 年度途中入所受付 ※役場への申込み前に、第一希望の施設での面接が必要です。
場所／松伏町役場 本庁舎1階 すこやか子育て課

入所月	受付締切日	入所月	受付締切日
５月入所	４月５日（月）	11 月入所	10 月５日（火）
６月入所	4月30日（金）	12 月入所	11 月５日（金）
７月入所	６月４日（金）	１月入所	12 月３日（金）
８月入所	７月５日（月）	２月入所	１月５日（水）
９月入所	８月５日（木）	３月入所	２月４日（金）
10 月入所	９月３日（金）		

[空き待ちについて]

入所保留の場合は、
翌月以降年度末(３月)まで
継続選考することが可能です。
定員に空きが出た段階で
選考後、入所決定します。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分） 利用申込みスケジュール

○入園願書配付　10 月中旬
○入園受付　　11 月初旬
※施設によって申請方法が異なります。詳しくは、直接施設にお問合せください。

松伏町すこやか子育て課 ／ TEL 048-991-1876【直通】

すこやか子育てアドバイザー(子育て支援専門員)を配置しています！(P17 参照)

もくじ

子ども・子育て支援新制度について ……3ページ

保育所(園)・認定こども園(保育園部分)の利用について

1 必要書類と「保育を必要とする事由」等 ……4ページ
2 受付のながれ ……5ページ
・4月入所一次受付 ……5ページ
・4月入所二次受付、年度途中入所受付 ……6ページ
3 入所してから ……6ページ
4 定員を超えた場合の入所選考 ……7ページ
5 申請書の記載例 ……8ページ

☆よくある質問 ……9ページ

保育所(園)・認定こども園(保育園部分)の保育料・給食費 ……10ページ
保育料の算定方法 ……11ページ

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用について

新制度の幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) ……12ページ
従来制度の幼稚園 ……12ページ
幼稚園等の預かり保育利用料の助成について ……14ページ
認可外保育施設等の利用料の助成について ……15ページ
☆よくある質問 ……15ページ

町内施設一覧 ……16ページ
参考 近隣市の幼稚園・認定こども園 ……17ページ
すこやか子育てアドバイザー(子育て支援専門員) ……17ページ
保育所等への入所以外の子育て支援事業 ……18ページ

子ども・子育て支援新制度について

小学校就学前のお子さんのための施設の種類

幼稚園
（3歳児～5歳児クラス）
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。
※入園方法や保育料などについては、各幼稚園へ。



保育所（園）
（0歳児～5歳児クラス）
就労などの理由で家庭での保育ができない保護者に代わって保育をする施設。



認定こども園
（0歳児～5歳児クラス）
幼稚園と保育所（園）の機能や特徴をあわせ持つ施設。地域のこどもの家庭への支援も行う。



地域型保育（家庭保育室など）
（0歳児～2歳児クラス）
少人数の単位で0歳～2歳のこどもを保育する事業。（町内には認可事業所なし）



利用手続きの流れ

■幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用希望の場合【1号認定】
施設に直接利用を申し込む→園を通じて町に認定申請→入園の内定後に町が認定→入園

■保育所（園）、認定こども園（保育園部分）等の利用希望の場合【2号、3号認定】
町に認定申請・入所を申し込む→保育所等の状況などにより町が利用調整、認定→入園
《本入所案内をご覧ください。》

子ども・子育て支援法における認定区分

■子ども・子育て支援新制度　（平成27年4月～）
この制度は、「子ども・子育て支援法」とその関連法の成立に基づき、子育てを支援する新しい仕組みとしてスタートしました。
保育所（園）・認定こども園・幼稚園への支援体制の一本化、認定こども園制度の改善、地域型保育制度の創設などが行われました。

■新制度の幼稚園について
幼稚園については、上記の新制度に基づき運営を行う施設（以下「新制度幼稚園」）、従来通りの方法で運営を行う施設（以下「従来制度の幼稚園」）の2種類があります。

■認定区分について
年齢、保育の必要性、無償化による補助方法などにより、下図のようにお子さんの認定を行います。

保育の必要性がある場合（就労など）

- 保育園、認定こども園の保育園部分
 - 満3歳以上 → 子どものための教育・保育給付（19条　2号認定（**保育認定**））
 - 満3歳未満 → 子どものための教育・保育給付（19条　3号認定（**保育認定**））
- 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の預かり保育を利用（または、ファミリー・サポート・センターや認可外施設等を利用する場合）
 - 3歳児～5歳児クラス → 子育てのための施設等利用給付（30条の4　2号認定（**保育認定**））
 - 3歳児未満（非課税世帯） → 子育てのための施設等利用給付（30条の4　3号認定（**保育認定**））

それ以外の場合

- 新制度幼稚園、認定こども園の幼稚園部分 → 子どものための教育・保育給付（19条　1号認定（**教育標準時間認定**））
- 従来制度の幼稚園 → 子育てのための施設等利用給付（30条の4　1号認定）

保育所(園)・認定こども園(保育園部分)の利用について

1 必要書類と「保育を必要とする事由」等

提出書類に虚偽があった場合
入所を取り消します
(入所後の場合は、退所となります)

・必要書類の基本

保育所等の入所申込書 ＋ **子どものための教育・保育認定申請書** ＋ **保育を必要とする事由の確認書類等(保護者全員分)**

保育を必要とする事由	確認書類
(1)就労・復職(週4日以上かつ月64時間以上)／ 仕事、または育児休業から復職のため、児童の保育ができない場合 ＜育児休業中の方へ＞ ※育児休業の対象となっている児童は入所できません。(詳細は9ページQ4参照) 既に入所済みの兄姉は、育休対象児童が2歳になる月末まで継続入所できます。	①就労証明書(証明日から2か月以内) ＋シフト表(変則勤務の場合) ＋開業届、確定申告書の写し(自営業) ＋商業登記簿謄本(法人代表)
(2)出産／ 出産のため、児童の保育ができない場合 (出産前2か月から後5か月の間について申込みが可能)	①母子健康手帳の写し
(3)疾病・障がい／ 病気、負傷、心身に障がいがあるため、児童の保育ができない場合	①申立書 ②医師の診断書または 障害者手帳の写し
(4)看護・介護／ 長期に渡る疾病や、心身に障がいのある人がいる家庭で、 保護者がいつも看護や介護にあたっており児童の保育ができない場合	①申立書 ②医師の診断書、介護保険被保険者証 または障害者手帳の写し
(5)災害復旧／ 火災や風水害により家屋が損失し、復旧の間、児童の保育ができない場合	①り災証明書
(6)求職活動／ 求職活動を行う場合(2か月以内に勤務開始し、就労証明書の提出が必要)	①求職活動申立書
(7)就学(週4日以上かつ月64時間以上)／ 技能修得のために学校等に通学している場合 (放送大学、通信教育、自動車教習所を除く)	①在学証明書 ②時間割表
(8)虐待やDVのおそれがある場合	①保護命令書等
(9)上記(1)から(8)までに類する状態にあると町長が認めたとき	状態に応じた必要書類

・該当世帯のみ必要な書類(その他の書類を求める場合もございます)

該当世帯	添 付 書 類
1月1日に町外に住民登録があった世帯 ※4～8月入所 → R8.1.1現在 9～3月入所 → R9.1.1 現在	市町村民税課税(非課税)証明書等 (4～8月入所:令和8年度 9～3月入所:令和9年度) ※海外在住の場合等、証明書が発行されない場合はご相談ください。
保護者が単身赴任の場合	市町村民税課税(非課税)証明書等
同居する成人(65歳未満)がいる場合	該当者の保育を必要とする事由の確認書類(世帯、親族関係なく全員)
離婚をした場合	離婚の日付と子どもの入籍が確認できる戸籍謄本
離婚調停中等で配偶者と同居していない	調停中の書類(父・母の名前、日付が確認できる面の写)
障害者手帳等を持っている家族がいる ＊在宅の者に限る	身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)、 特別児童扶養手当の証書(写)、障害基礎年金手帳(写)
生活保護を受けている	生活保護受給証(写)
松伏町民でない方の新規申込み	第一希望施設の面接実施証明書(面接時に施設から発行されます)
松伏町に転入する方の新規申込み	賃貸や購入物件の契約書(写)、同居予定確認書等

・申込みにあたって

(1)対象年齢／施設によって異なります。16ページの「町内施設一覧」をご覧ください。

(2)面接／4月入所(一次受付):書類受付後、面接の日時をお知らせします。松伏町役場で面接を行います。
4月入所(二次受付)、次年度途中入所:申込み前に各自第一希望の施設に連絡し、面接を実施してください。

(3)同居人(65歳未満の成人)がいる場合／世帯、親族関係なく、全員分の就労証明書等の書類が必要です。

(4)町外の保育所等を希望する方／希望する保育所がある市町村の入所基準、申請期間等を確認してください。
申請は松伏町に行うことになります。事前にすこやか子育て課へご相談ください。

(5)松伏町民でない方の新規申込み／保育を必要とする事由があれば、どなたでも申込みできます。
在勤要件等ありません。お住まいの市町村へ申請してください。

(6)松伏町に転入する方の申込み／賃貸や購入物件の契約書の写し、同居予定確認書等を提出することで、松伏町民としての入所申請が可能です。

(7)育児休業中の方／育児休業の対象となっている児童は入所できません。(詳細は9ページ Q4 をご覧ください。)
ただし、すでに入所している児童は、育休対象児童が2歳になる月の末日まで継続入所できます。

(8)発達の遅れ等のある児童／入所の申込み前にすこやか子育て課までご連絡ください。

(9)保育料に滞納がある世帯／別途、手続きが必要です。

〈令和9年度クラス編成表〉

クラス年齢	生年月日	クラス年齢	生年月日
0 歳児	R8(2026).4.2 ～	3 歳児	R5(2023).4.2 ～ R6.4.1
1 歳児	R7(2025).4.2 ～ R8.4.1	4 歳児	R4(2022).4.2 ～ R5.4.1
2 歳児	R6(2024).4.2 ～ R7.4.1	5 歳児	R3(2021).4.2 ～ R4.4.1

2 受付のながれ

○4月入所　一次受付

【書類受付】…(1)
令和９年１月８日(金)･９日(土)

【面接】…(2)
令和９年１月 12 日(火)～15 日(金)

【結果送付】…(3)
２月下旬頃

(1)書類受付

実施日	時間	会場	持ち物
令和９年１月 ８ 日(金)	午前９時 ～ 午後２時	松伏町役場　第二庁舎 ３階　301 会議室	必要書類一式(P4 参照)
令和９年１月 ９ 日(土)	午前９時 ～ 正午		

■受付時に、(2)の面接日時を指定します。 ※日時をお選びいただくことはできません。予めご了承ください。

■お子さんの同伴は不要です。

■体調不良等でお越しになれない場合は、必ず令和９年１月９日(土)正午までにすこやか子育て課にご連絡ください。

(2)面接　※第一希望の施設との面接になります

実施日	時間	会場
令和９年１月 12 日(火)～15 日(金) のうち指定日	指定の時間 (所要時間:約 15 分)	松伏町役場　指定の会議室

■必ずお子さんと一緒にお越しください。

■指定日時にお越しになれない場合は、必ず指定日時までにすこやか子育て課までご連絡ください。
各自、第一希望の施設と連絡・調整の上で面接を行っていただきます。

(3)申請後について

・町と各施設で調整を行い、入所選考を行います。結果については、2月下旬頃に郵送予定です。

・入所保留となった方で、以降も選考を希望される場合は、「継続選考希望申出書」を提出してください。

○4月入所　二次受付　※一次受付で入所決定した方は申請できません

【面接】
各自、第一希望の施設に連絡して個別に実施
※事前に申請書類に記入し、持参すること

→

【書類受付】
令和９年３月１日(月) ～ ５日(金)
受付場所：すこやか子育て課

→

【結果送付】
３月 20 日頃

○年度途中入所受付

【面接】
各自、第一希望の施設に連絡して個別に実施
※事前に申請書類に記入し、持参すること

→

【書類受付】
下表の締切日までに提出
受付場所：すこやか子育て課

→

【結果送付】
入所前月
20日頃

【入所保留について】

■保留通知は１回目のみ郵送します。

■入所申込書裏面の「空き待ちをする」を選ぶことで、年度末(3月)まで継続選考を行うことができます。
入所出来た場合は、そのタイミングで入所決定通知を郵送します。

入所月	受付締切日	入所月	受付締切日
５月入所	４月５日 (月)	11 月入所	10 月５日 (火)
６月入所	4月30日 (金)	12 月入所	11 月５日 (金)
７月入所	６月４日 (金)	１月入所	12 月３日 (金)
８月入所	７月５日 (月)	２月入所	１月５日 (水)
９月入所	８月５日 (木)	３月入所	２月４日 (金)
10 月入所	９月３日 (金)		

3 入所してから

(1) 保育時間

通常保育	時間外(延長)保育	
	朝	夕
8:30～16:30	7:30～8:30 町立第一保育所のみ 7:00～8:30	16:30～19:00

土曜の時間外(延長)保育
7:30～19:00 町立第一保育所のみ 7:00～19:00 ※園により時間が異なります。 ※通常保育は 8:30～12:00

※時間外保育、土曜保育については各園に申請が必要です。

(2) 認定区分／保護者の就労状況等により下記の2区分に分けられます。
　○標準時間認定…就労状況等に応じて時間外(延長)保育が利用できます。
　○短時間認定……原則、時間外(延長)保育の利用はできません。

(3) 休所日／日曜日、祝祭日、年末年始。その他臨時に休所することがあります。

(4) ならし保育／お子さんが新しい環境に慣れるまでの間、保育時間が短くなります。

(5) 家庭の状況が変わったとき／住所、世帯構成、勤務先等に変更があったときは園に届出してください。

(6) 退所／家庭保育が可能になったときは、退所届を園に提出してください。(原則、退所の 15 日前までに提出)

(7) 町外への転出／転入先で手続きが必要です。

(8) 継続入所の手続の流れ／
　11月　保育所等から現況届が配布されます。
　12月　保育所等に現況届と就労証明書等を提出します。
　1月　提出された書類について町が審査します。
　4月　審査をクリアすると、保育所等を継続して利用(入所)できます。

(9) 町外の施設をご利用の方／毎年利用調整が必要となります。
　市町村によっては職場があっても継続利用ができない場合があります。

4 定員を超えた場合の入所選考

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合は、入所すべき緊急性の高い児童から順次入所決定をします。
原則、優先順位で決定し、さらに選考が必要な場合は優先度を点数化して入所決定を行います。
※松伏町民でない方…町内にお住まいの方の選考後に定員に空きがある場合のみ、入所選考を行います。
※同一年度中に入所内定等を辞退した場合、翌月以降は下表の優先順位を1段階下げて入所選考を行います。

順位	児童を主として保育している保護者の状況
優先順位1	・ひとり親家庭の場合【就労による自立が見込まれる場合のみ】 ・保護者が病気入院等で、昼間児童を保育できない場合 ・保護者が災害復旧に従事しており、昼間児童を保育できない場合 ・保護者が常勤(正社員等)または自営業中心者で、昼間児童を保育できない場合 ・虐待やDVのおそれがある場合【当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します】
優先順位2	・保護者が軽度の心身障がいを有している場合 ・重度心身障がい者、寝たきり高齢者がいる家庭で常時介護が必要であり、昼間児童を保育できない場合 ・保護者が、大学や職業訓練校に通っている場合 ・保護者が非常勤(パート等)または自営業協力者で、昼間児童を保育できない場合
優先順位3	・出産前後の場合 ・定期的な通院加療が必要な場合 ・保護者の就労が内定している場合

【同位の場合の優先順位】(1)ひとり親家庭 (2)保育施設などに2か月以上前から預託している世帯
(3)既に兄弟姉妹が在園している世帯 (4)生活保護世帯(就労による自立が見込まれる場合) (5)障がい児保育を必要とする世帯
(6)18歳未満で未就労の児童数の多い世帯 (7)生計維持者の失業等により、就労の必要性が高い世帯
(8)保護者が保育所等に勤務または内定していることが明らかな世帯

入所選考基準表(優先順位のみで決まらない場合の点数表)

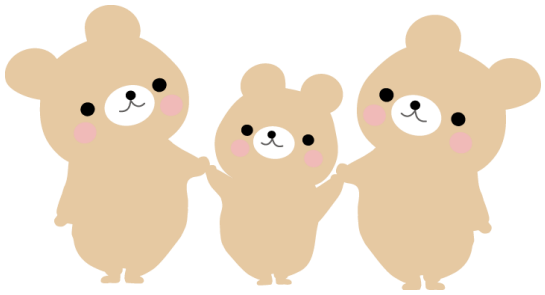
No.	児童を主として保育している保護者の状況			点数	実施期間
1	就労	右の計算式による	勤務形態:常勤、自営業中心者…4点 非常勤、自営業協力者…3点 ＋ 1か月の勤務日数:20日以上…3点 16日以上…2点 ＋ 1日の勤務時間:8時間以上…3点 6時間以上…2点 4時間以上…1点 (※) 内定の場合:上記に対して×0.5	3～10	就学前まで
2	出産 疾病 障がい	出　産	出産予定月の前2か月から後5か月	5	必要な期間
		入院中	1か月以上の入院	10	
		通院中	週4日以上	3	
		自宅療養	常時病臥、感染症	10	
			上記以外	2	
		障がい	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)	10	
			身体障害者手帳3級	8	
			身体障害者手帳4級	2	
			精神障害者保健福祉手帳	10	
			療育手帳Ⓐ・A・B	10	
			療育手帳C	8	
3	介護 看護	入院付添	病院・施設等に常時付添い	8	必要な期間
		居宅	重度心身障がい者、要介護3～5	8	
			軽度心身障がい者、要介護1～2	6	
			上記以外	2	
4	災害	家屋が損壊し、その復旧にあたっている場合		10	必要な期間
5	求職中	継続的に求職活動をしている場合		1	2か月以内
6	就学	日中、就学・技術習得のため外出を常態		1を準用	在学期間中
7	虐待 DV	児童虐待防止法第2条または配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められるもの		10	必要な期間
8	その他	上記のほか、町長が明らかに保育が必要であると認めるもの			必要な期間

≪育児休業の延長を希望する方の利用調整について≫
「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について(平成31年2月7日付 厚生労働省保育課 事務連絡)」を踏まえ、申請時に「保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容」と申し出がある場合は、利用調整の優先順位を下げる取扱いを導入しています。取扱いを変更される場合は、すこやか子育て課にご相談ください。また、申請後に保育を必要とする状況に変更があった場合等には、保育を必要とすることを証明する書類を再度提出していただく必要があります。

5 申請書の記載例

保護者欄は、生計維持者（父母のうち、収入の多いほうの方）の氏名を記入してください。

入所（園）を希望する保育所（園）・認定こども園名のみ記入してください。



様式第１号（第２条関係）

保育所等の入所申込書（児童台帳）

松伏町長　　宛て

保育所等の入所について、次のとおり申し込みます。

※太枠内に楷書ではっきりと記入してください。

		申込日	○○年 ○○月 ○○日
保護者	氏名	松伏 太郎	電話 自宅 ○○○（ ○○○ ）○○○○
			携帯（父） ○○○（ ○○○○ ）○○○○
			携帯（母） ○○○（ ○○○○ ）○○○○
	住所	松伏町 松伏2424	
	※１月１日に松伏町以外に住所を有していた方は、その住所を記入してください。	埼玉県さいたま市浦和区高砂3－15－1 （ 令和 ○ 年 1 月 1 日松伏町転入）	

入所児童氏名	（ふりがな） まつぶし じろう 松伏 二郎	生年月日 ○○年 ○月 ○日	兄弟姉妹入所 在所 新規	歳児
入所を希望する保育所等	第１希望	☆☆☆☆☆☆	保育所（園）・認定こども園	
	第２希望	△△△△△△	保育所（園）・認定こども園	
	第３希望	□□□□□□	保育所（園）・認定こども園	
	第４希望		保育所（園）・認定こども園	
	第５希望		保育所（園）・認定こども園	
保育の利用を希望する期間	○○ 年 4月 1日から小学校就学前まで（又は 年 月 日）			
支給認定証番号	※既に認定を受けている場合記入			

○入所児童の家族の状況

区分	ふりがな 氏名	入所児童との続柄	生年月日	職業 通学（園）先等	備考
入所児童以外の家族の状況	まつぶし たろう 松伏 太郎	父	S○年6月5日	会社員	
	まつぶし はなこ 松伏 花子	母	S○年4月3日	会社員	
	まつぶし いちろう 松伏 一郎	兄	R○年2月1日	○○保育園	
	まつぶし じゅうろう 松伏 十郎	祖父	S○年9月8日	パート	
	まつぶし まちこ 松伏 町子	祖母	S○年7月6日	パート	
	まつぶし きくこ 松伏 菊子	曾祖母	S○年5月4日	無職	

確認欄	保育の必要性	保育必要量	面接	
	2号・3号	標準時間・短時間		保育所（園）・認定こども園 面接者名 ㊞

（表）

様式第１号（第５条関係）

子どものための教育・保育給付認定申請書

○○年　○月　○日

松伏町長　　宛て

次のとおり、子ども・子育て支援法第２０条第１項の規定に基づき、次のとおり子どものための教育・保育給付に係る認定を申請します。

なお、審査にあたり、町が子どものための教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した保育料（利用者負担）及び副食費減免の有無について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者	氏名	松伏 太郎	連絡先	自宅 ○○○（ ○○○ ）○○○○ 携帯（父） ○○○（ ○○○○ ）○○○○ 携帯（母） ○○○（ ○○○○ ）○○○○
	住所	松伏町松伏2424		
	1月1日現在の住所（4月～8月に認定を受ける場合は前年1月1日現在の住所）	□上記と同じ 埼玉県さいたま市浦和区高砂3－15－1		
	個人番号	○○○○-○○○○-○○○○		

申請に係る小学校就学前子ども	ふりがな 氏名	生年月日	障害者手帳
	まつぶし じろう 松伏 二郎	○○年 ○月 ○日生	有・無
保育の希望の有無	有 ： 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）		
	無 ： 幼稚園等の利用を希望する場合		
個人番号			

・「有」を○で囲んだ場合は①～②に、「無」を○で囲んだ場合は、①に必要事項を記入して下さい。

① 家族の状況（申請に係る子どもの保護者及び全ての同居者を記入して下さい。）

区分	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	職業 通学（園）先等	障害者手帳	備
家族の状況	まつぶし たろう 松伏 太郎	父	S○年 6月 5日生	会社員	有・無	
	まつぶし はなこ 松伏 花子	母	S○年 4月 3日生	会社員	有・無	
	まつぶし いちろう 松伏 一郎	兄	R○年 2月 1日生	○○保育園	有・無	
	まつぶし じゅうろう 松伏 十郎	祖父	S○年 9月 8日生	パート	有・無	
	まつぶし まちこ 松伏 町子	祖母	S○年 7月 6日生	パート	有・無	
	まつぶし きくこ 松伏 菊子	曾祖母	S○年 5月 4日生	無職	有・無	
生活保護の適用の有無	☑適用無し ・ □適用有り （ 年 月 日保護開始）					
ひとり親家庭	☑非該当 ・ □該当 （ 年 月から）					

（裏）

② 保育の利用を必要とする理由等（保育の希望の有無で「有」を選択した方のみ記入）
※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

続柄	保育の利用を必要とする理由	１週間あたりの就労時間（休憩時間を含む）	備考
父	☑就労 □疾病・障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（ ）	64 時間／週	
母	☑就労 □疾病・障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □妊娠・出産 □その他（ ）	64 時間／週	

同一世帯・別世帯にかかわらず、同居している方全員の状況を記入してください。
（父母については、離婚している場合を除き、別居の場合も記入が必要です。）

（この欄は記入不要です）

☆よくある質問

【認定について】

Q1 子どものための教育・保育給付認定の有効期限はいつまでですか？

A1 3号認定　→認定日から満3歳に達する日の前日までが最長の有効期限となります。
（通常、満3歳に達した日から自動的に2号認定に切り替わります。）
1・2号認定→認定日から小学校就学前までが最長の有効期限となります。

Q2 認可外の企業主導型保育事業所を利用するため、支給認定証が必要ですがどうしたらよいですか？

A2 町役場に「子どものための教育・保育給付認定申請書」「保護者の就労証明書」を提出してください。
後日支給認定証をご自宅に郵送します。

【申請手続きについて】

Q3 仕事をしていないと申し込みはできないのですか？

A3 「求職活動中」または「入所できたら就職活動をはじめる予定」の場合でも申込み可能です。
ただし、入所後2か月以内に週4日以上かつ月64時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出してください。
その他、出産や病気などの事由でも申込みが可能な場合があります。詳しくは4ページをご覧ください。

Q4 育児休業中ですが、申込みはできますか？

A4 育児休業期間中は家庭で育児に専念する期間であるため、原則新規の申込みはできません。
ただし、育児休業期間を満了して復職するときは申込みが可能です。
また、入所でき次第、期間満了前に育児休業を切り上げて速やかに復職する場合も申込みが可能です。
この場合は 入所月中の復職が条件（例:4月入所の場合、4月中の復職） となります。
ただし、入所直後は「ならし保育」を行う関係で預かり時間が短くなるため、復職日については十分ご注意ください。

Q5 施設を見学したり、詳しい園生活の話を聞かせてもらうことはできますか？

A5 施設では見学を受け付けていますので、ぜひご利用ください。ただし、行事等により見学できない場合が
ありますので必ず事前に施設にご連絡いただき日時を調整してください。

【入所保留について】

Q6 「求職活動」を理由にきょうだい同時申込みをし、上の子のみ入所決定しました。
下の子が入所できるまで仕事をはじめなくても上の子は在園可能ですか？

A6 上のお子さんだけ入所決定した場合でも、下のお子さんを親族や職場の託児所等に預けるなどして、
入所から2か月以内に週4日以上かつ月64時間以上の就労を開始する必要があります。
このような事態を避けるためには、入所申込書裏面にて「同時に入所できるまで待つ」を選択してください。

【転園について】

Q7 第2希望以下の保育園に入所した場合、第1希望の園に転園はできますか？

A7 きょうだいが別々の施設に入所しているなどのやむを得ない事情でなければ、原則年度途中の転園は認められません。
ただし、年度当初（4月）に限り転園が認められる場合があります。
11月中に翌年度の入所継続のための手続がありますので、その際に町役場にご相談ください。

保育所(園)・認定こども園(保育園部分)の保育料・給食費

【0歳～2歳児クラス】保育料(給食費を含む)

階層区分			保育料(月額)	ひとり親家庭等(※P11 下参照)	多子世帯の軽減
第1	生活保護等		0 円	0 円	第2子:半額、第3子以降:無料 (ひとり親家庭等は第 2 子以降無料) ↓ 年齢に関わらず 世帯の子の数によりカウント
第2	市町村民税非課税				
第3	市町村民税所得割非課税		9,800 円	8,800 円	
第4	市町村民税所得割課税額	48,600 円未満	11,700 円	9,000 円	
第5		72,800 円未満	20,100 円	9,000 円	
第6		97,000 円未満	24,000 円	9,000 円	
第7		133,000 円未満	37,800 円		小学校就学前の 世帯の子の数によりカウント (保育所(園)、幼稚園、認定こども園などをきょうだいで利用している場合)
第8		169,000 円未満	40,000 円		
第9		301,000 円未満	54,900 円		
第10		301,000 円以上	66,400 円		

※税額は、住宅借入金控除、配当控除、寄附金控除、申告特例控除、外国税額控除等による控除をする前の額です。

■埼玉県多子世帯保育料補助事業(第7～第10階層に該当する世帯対象)

0 歳児～2 歳児クラスに在籍し、第 3 子に該当するこどもについて、県の事業が継続した場合、申請により保育料補助金が支給されます。(支給は令和 10 年 4 月後半の予定です)

【3歳～5歳児クラス】保育料 0 円、給食費 6,000 円程度

■副食費(おかず等の材料費)の減免

下記の世帯に属するお子さんについては、給食費のうち、副食費が減免されます。

○補助額:月額 5,100円(上限)

階層区分	カウントするきょうだい範囲	第1子	第2子	第3子以降
市町村民税所得割 57,700 円未満の世帯	年齢制限なし	対象	対象	対象
市町村民税所得割 77,101 円未満の世帯		ひとり親家庭等のみ対象		対象
市町村民税所得割 97,000 円未満の世帯		対象外		対象
市町村民税所得割 97,000 円以上の世帯	小学校就学前のみ	対象外	対象外	対象

※税額は、住宅借入金控除、配当控除、寄附金控除、申告特例控除、外国税額控除等による控除をする前の額です。

保育料・給食費の納付について

【保育料】 ○保育所(園)に入所した場合…町に納付　○認定こども園に入所した場合…施設に納付

【給食費】 いずれの施設を利用する場合も、施設に納付

【その他にかかる費用】 施設に納付 ※詳しくは、各施設にお問合せください。

例) 入園時・・・通園バッグ、体操着、園服、帽子代など。

毎　月・・・通園バス代、行事費、教材費、布団乾燥代、英語、水泳などの特別教育費　など

施設の運営には、お子さんの健康と安全を守るため、給食費や人件費など多くの経費がかかっています。
お子さんの安全で充実した保育を実施していくためには、保護者から納付していただく保育料や給食費が重要な財源となります。必ず期限内に納付してください。

※保育料を滞納すると・・・

・勤務先、自宅への電話や給与や預金等財産について調査や差押え等をすることがあります。

・児童手当法第21条に基づき、児童手当から未納分の保育料を徴収することになります。

保育料の算定方法

○保育料は、世帯の市町村民税額等により決定します。
○4月～8月分は前々年中の収入から、9月～翌年3月分は前年中の収入から算定された市町村民税所得割額等により決定するため、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。
○毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額(前々年中の収入)に基づく保育料						当年度の市町村民税額(前年中の収入)に基づく保育料					

【保育料の計算例】

※各例の町民税額は、町民税額の所得割額のことをいいます。

例1　世帯構成:父、母、子(2歳児)、子(1歳児)、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収　入:5,000,000 円 町民税額:200,000 円	収　入:2,000,000 円 町民税額:40,000 円	収　入:4,000,000 円 町民税額:150,000 円	収　入:1,500,000 円 町民税額:10,000 円

父母ともに町民税額が発生しているため、合算して算出

200,000 円(父の町民税額) ＋ 40,000 円(母の町民税額) ＝ 240,000 円　⇒　第9階層
保育料 ： 2歳児…54,900 円　1歳児…27,450 円(54,900 円の半額)

例2　世帯構成:父、母、子(2歳児)、子(1歳児)、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収　入:800,000 円 町民税額:0 円	収　入:400,000 円 町民税額:0 円	収　入:4,000,000 円 町民税額:150,000 円	収　入:1,500,000 円 町民税額:10,000 円

父母ともに収入が非課税のため、同居親族のうち
最も町民税額が高い祖父を家計の主宰者として算出。

150,000 円(祖父の町民税額)　⇒　第8階層
保育料 ： 2歳児…40,000 円　1歳児…20,000 円(40,000 円の半額)

例3　世帯構成:父、母、子(2歳児)、子(1歳児)、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収　入:1,200,000 円 町民税額:10,000 円	収　入:400,000 円 町民税額:0 円	収　入:4,000,000 円 町民税額:150,000 円	収　入:1,500,000 円 町民税額:10,000 円

父母のうち父の収入が103万円以上のため、
同居の親族等の町民税額は算出の対象としない。

10,000 円(父の町民税額)　⇒　第４階層
保育料 ： 2歳児…11,700 円　1歳児…5,850 円(11,700 円の半額)

《参考》
○保育料等の算定においては、以下に該当する世帯を「ひとり親家庭等」とする。

(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項・第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
(2)次に掲げる在宅障がい児(者)を有する世帯
　ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
　イ 療育手帳の交付を受けた者
　ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
　エ 特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金等の受給者
(3)保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用について

幼稚園は、子ども・子育て支援新制度に移行して運営している「新制度幼稚園」と、移行せず従来の運営をしている「従来制度の幼稚園」の2種類があります。

新制度の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

■保育料…0円

【その他にかかる費用】 ※詳しくは、各施設にお問合せください。
入園時・・・入園料、施設維持費、通園バッグ、体操着、園服、帽子代など。
毎　月・・・給食費、預かり保育利用料、通園バス代、行事費、教材費、英語、水泳などの特別教育費など。

■副食費（おかず等の材料費）の減免について

下記の世帯に属するお子さんについては、給食費のうち副食費が減免されます。

1号認定（教育標準時間認定）月額５，100円（上限）×（当該月における給食実施日数÷基準日数）

階層区分	カウントするきょうだい範囲	第1子	第2子	第3子以降
市町村民税所得割 77,101 円未満の世帯	年齢制限なし	対象	対象	対象
市町村民税所得割 77,101 円以上の世帯	小学校3年生まで	対象外	対象外	対象

※ 税額は、住宅借入金控除、配当控除、寄附金控除、申告特例控除、外国税額控除等による控除をする前の額です。

従来制度の幼稚園

■保育料…月額上限28，000円まで無償化の対象 （保育料は各施設にお問い合わせください。）

対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

子育てのための施設等利用給付認定の種類

認定区分（支給要件）	支給に係る施設・事業
満3歳以上で「保育の必要性の認定」を受けないこども（1 号認定）	幼稚園、特別支援学校等
3歳児～5歳児クラスのこどもで保育の必要性があるこども（2 号認定）	幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 （→詳細は14ページ以降をご覧ください）
満3歳児で保育の必要性があるこどものうち、住民税非課税世帯のこども（3号認定）	

1 申請できる園児

次に該当している園児
・松伏町に住民登録がある
・私立幼稚園に在園している満3歳児～5歳児で週5日のクラスに通っている

2 申請方法

幼稚園が配布する申請書「子育てのための施設等利用給付認定申請書」に記入し、幼稚園に提出してください。
後日、「子育てのための施設等利用給付認定決定通知」を送付します。
在園中に住民登録を他市町村に異動（引っ越し）する場合は、必ず園に知らせてください。

3 算定方法

・月額 28,000 円まで無償です。(28,000 円を超えた分のみ園に支払い)

・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。(後日精算)

【算定例】

A 入園料 60,000 円、12 か月在籍の場合

	入園料(月額換算)	保育料	無償化対象	保護者負担額
例①	5,000 円	25,000 円	28,000 円	2,000 円
例②	-	25,000 円	25,000 円	0 円
例③	5,000 円	30,000 円	28,000 円	7,000 円
例④	-	30,000 円	28,000 円	2,000 円

B 入園料 60,000 円、10 か月在籍の場合

	入園料(月額換算)	保育料	無償化対象	実質負担額
例⑤	6,000 円	25,000 円	28,000 円	3,000 円
例⑥	6,000 円	30,000 円	28,000 円	8,000 円

○制服代、父母会費、給食費などは対象外です。

○途中退園等の理由により差額が発生する場合は精算を行います。

■ 副食費の助成(補足給付)について

○対象者

下記の世帯に属するお子さんについては、実費負担している給食費のうち、「副食材料費」について費用を助成します。(補足給付)

階層区分	カウントするきょうだい範囲	第1子	第2子	第3子以降
市町村民税所得割 77,101 円未満の世帯	年齢制限なし	対象	対象	対象
市町村民税所得割 77,101 円以上の世帯	小学校3年生まで	対象外	対象外	対象

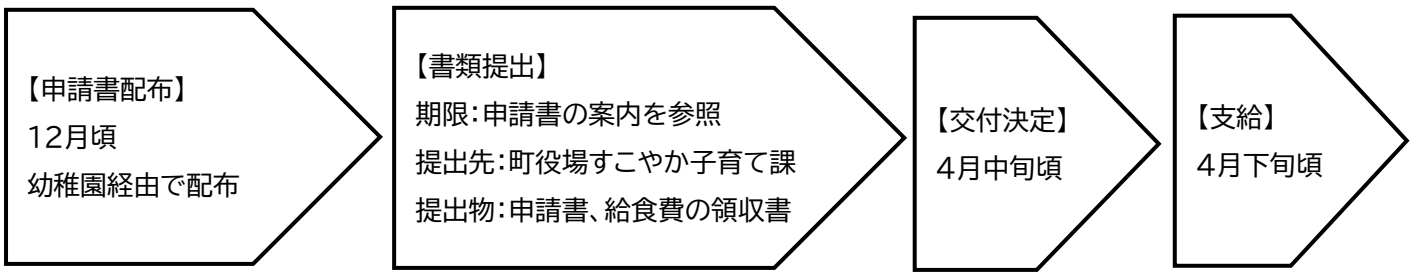
※ 税額は、住宅借入金控除、配当控除、寄附金控除、申告特例控除、外国税額控除等による控除をする前の額です。

○補助の金額

255 円×給食日数＝補助額(上限額:月額 5,100 円)

※いったん幼稚園に給食費を支払い、後から支払った領収書をもとに町から補助金を振り込みます。

○申請方法



幼稚園等の預かり保育利用料の助成について

預かり保育の給付を受けたい場合には、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
認定を受けるためには、常時、就労など保育が必要な事由があることが必要です。
（目安：週4日以上、1日4時間以上）

1 対象者

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に通うお子さんのうち、次に該当する方
・3歳児～5歳児クラス・・保育の必要のある全てのこども（2号認定）
・満 3 歳 児 クラス……保育の必要のある非課税世帯のこども（3号認定）

2 算定方法

幼稚園・認定こども園の利用に加え、利用日数に応じて、1日490円（月額最大12，300円）までの範囲で利用料を補助します。

【算定例】

1か月の利用日数	利用料	上限額	無償化対象	実質負担額
10日	4,000 円	4,900 円	4,000 円	0 円
20日	10,000 円	9,800 円	9,800 円	200 円

※一度幼稚園・認定こども園に預かり保育の利用料を支払い、後から領収書等をもとに給付（キャッシュバック）する方式になります。

3 申請方法

申請書「子育てのための施設等利用給付認定申請書（保育の必要性の認定用）」と、
確認書類（下記参照）をすこやか子育て課に提出してください。

4月から給付を受ける場合の期限　令和 9 年 2 月 19 日（金） ※期限厳守

※それ以降に認定を受ける場合は、認定を受けたい月の前月末までに申請してください。

○保育認定の基準と確認書類

※教育・保育給付2号・3号認定（保育園等を利用するための基準）と同じため、詳細は4ページをご確認ください。

保育を必要とする事由	添付書類
(1)就労・復職（週4日以上かつ月64時間以上）／ 仕事をしている、または育児休業が終了し復職するため、児童の保育ができない場合	①就労証明書　等
(2)妊娠・出産／ 出産のため、児童の保育ができない場合 （出産前2か月から後5か月の間について申込みが可能）	①母子健康手帳の写し
(3)疾病・障がい／ 病気、負傷、心身に障がいがあるため、児童の保育ができない場合	①申立書 ②医師の診断書または 障害者手帳の写し
(4)看護・介護／ 長期に渡る疾病や、心身に障がいのある人がいる家庭で、 保護者がいつもその看護にあたっており児童の保育ができない場合	①申立書 ②医師の診断書、 介護保険被保険者証 または障害者手帳の写し
(5)災害復旧／ 火災や風水害により家屋が損失し、復旧の間、児童の保育ができない場合	①り災証明書
(6)求職活動／ 求職活動を行う場合（2か月以内に勤務開始し、就労証明書の提出が必要）	①求職活動申立書
(7)就学（週4日以上かつ月64時間以上）／ 技能修得のために学校等に通学している場合 （放送大学、通信教育、自動車教習所を除く）	①在学証明書 ②時間割表

※毎年11月頃、認定の継続のために「現況届」の提出が必要 （園経由または郵送で依頼します。）

認可外保育施設等の利用料の助成について

左ページの「保育の必要性の認定」を受けた場合、下記に該当するお子さんは利用料の助成が受けられます。
※申請が必要です。
申請書「子育てのための施設等利用給付認定申請書（保育の必要性の認定用）」と、添付書類（下記参照）を
すこやか子育て課に提出してください。

対象世帯	補助額
幼稚園に在籍している場合 （通っている幼稚園の預かり保育について、開園日数年間200日未満、または、開園時間1日8時間未満の場合のみ）	幼稚園等の預かり保育の利用料＋認可外保育施設等利用料で、月額最大 12,300 円まで ※非課税世帯の満3歳児は月額 17,700 円まで
認可外保育施設等のみを利用している場合※ （保育所・認定こども園を利用している場合は対象外）	月額 40,300 円まで ※非課税世帯の0～2歳児は月額 45,700 円まで

■対象施設・・・　認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業など

☆よくある質問

【認定について】

Q1　幼稚園の満3歳児クラスに通わせているのですが、預かり保育の利用料の助成は受けられますか？

A1　満3歳児クラスの場合、「3号認定」になりますので、非課税世帯であれば助成を受けられます。

Q2　幼稚園の利用に合わせて、認可外保育施設を利用していますが、助成は受けられますか？

A2　通っている園の預かり保育が、開園日数年間200日未満、または、開園時間1日8時間未満の場合のみ対象です。

Q3　通っている保育園がお休みの日に、こどもの預かりをファミリー・サポート・センターにお願いしていますが、
利用料は助成の対象ですか？

A3　保育園・認定こども園に通っている場合は認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用料は助成対象外です。

【申請手続きについて】

Q4　預かり保育の利用料のキャッシュバックにはどれくらい時間がかかりますか？

A4　預かり保育利用月の翌月15日までに必要書類を施設に提出
→利用月の翌々月中に所定の口座に補助決定額が振り込みされます。

Q5　今まで幼稚園の預かり保育の利用料の助成を受けていたのですが、仕事をやめたので
「保育を必要とする事由」がなくなりました。どのような手続きが必要ですか？

A5　月々の保育料の無償化のみ適用される「1号認定」に変更となりますので、
お早めに町役場すこやか子育て課までお越しください。

町 内 施 設 一 覧

《保育所(園)》 0歳児～5歳児クラス

施設概要	園からのメッセージ
町立第一保育所(公立) ☎991-6295／田島 1557－1 ■対象／生後6か月から ■定員 75 人 ■給食／完全給食、保護者負担あり	広い園庭や自然の中を歩いたり走ったりして四季を体感し健康な体と心を育てます。 野菜栽培、調理体験などの「食育」を通して食の大切さを伝えます。 年長児は和太鼓演奏に取り組み、表現する楽しさを味わいます。
ゆたか保育園(私立) ☎992-1416／松伏 431 ■対象／生後3か月から ■定員 130 人 ■給食／完全給食、保護者負担あり	ゆたか保育園では、「すべての子どもは天才である」という考えのもと、子ども一人ひとりがもっている可能性を最大限に引き出し、文字や数字、音楽、体操など、年齢に応じたさまざまな活動を通して、心の力・学ぶ力・体の力を育み、友達との関わりや日々の生活の中で、思いやりの心、協調性、自立心を養い、自分で考え、挑戦し、最後まで頑張る力を大切にしています。一人ひとりの成長や個性を尊重し、子どもたちが自分の可能性を信じ、意欲をもって未来へ歩んでいけるよう、保護者や地域と連携しながら保育に努めています。
かしのき保育園(私立) ☎991-4028／松伏 192 ■対象／生後6か月から ■定員 60 人 ■給食／完全給食、保護者負担あり	散歩・泥、水遊び・山登り・竹馬や縫い物・畑での野菜作り、薪で火をおこして作る料理の日・毎日の雑巾掛けや動植物の世話など沢山の事をこども達と体験します。そして国産、旬にこだわった野菜中心の食事と裸足、薄着で心と体を育て、五年先、十年先のこどもの成長を楽しみに生きる力を育てています。

《認定こども園》 保育認定0歳児～5歳児クラス、 教育認定3歳児～5歳児クラス

施設概要		園からのメッセージ
認定こども園こどものもり(私立) ☎993－0580／田中 1－7－31		花いっぱい、笑顔いっぱいの「こどものもり」は「こどもの無限の可能性を育てる保育」を実施しています。家庭的な雰囲気と基本的な生活習慣や異年齢の生活を通して「知りたい！」「やりたい！」の実現。小学校への学びにつながる様々な魅力的な遊びやプロジェクト活動なども体験しています。お洒落な「森のレストラン」でのビュッフェスタイルのランチや毎日のクッキング活動も魅力です。外国の先生との出会いもあり様々な感動体験を実践しています。
【保育園部分】 ■対象／生後3か月から ■定員 70 人 ■給食／ 完全給食、保護者負担あり	【幼稚園部分】 ■延長保育／ 7:30～19:00 ■給食／週4日 (いずれも保護者負担あり)	
認定こども園みどりの丘こども園(私立) ☎991-2277／大川戸 2174		自然豊かな環境の中で、思いっきり遊び、生活習慣を確立し、やさしく思いやりがあり、おおらかな心を持ち誰とでも仲良くでき、感謝する心など豊かな人間性を育みます。専門の講師による体育指導、器楽指導なども充実し、一人ひとりの力を伸ばしています。また木の温もりのある園舎での生活、芝生の運動場でのサッカー、 菜園では野菜を育てたり、果物をもいでその場で食したり、楽しい活動がいっぱいです。
【保育園部分】 ■対象／生後6か月から ■定員 70 人 ■給食／ 完全給食、保護者負担あり	【幼稚園部分】 ■延長保育／ 7:30～19:00 ■給食／週5日 (いずれも保護者負担あり)	

《幼稚園》 3歳～5歳児

施設概要	園からのメッセージ
たから幼稚園(私立) ☎991－2828／上赤岩 1200-1 ■延長保育／8:00～18:00 ■給食／週5日 (いずれも保護者負担あり)	「明るく・正しく・仲よく」を保育目標とした仏教保育を取り入れ、あらゆる命を大切にし、思いやりや他の事も考えられる優しい豊かな心と、健康な身体作りを目指しています。園舎は全室南向きで開放感のある明るい保育室。元気よく走り回れる広い園庭と沢山の遊具など恵まれた環境にあります。正課授業では「体操・英語・音楽・本堂でのお茶のおけいこ」と充実しています。

※保育所(園)・認定こども園(保育園部分)を利用する場合は、町に申請が必要です。→4ページ～をご覧ください。
幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用する場合は、保護者が施設に直接入園を申し込みます。
幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の保育料、入所申込み方法などは直接施設にお問合せください。

参考

近隣市の幼稚園・認定こども園

施 設 名	住　　所	電話番号	新制度	従来制度
吉川あさひ幼稚園	吉川市上内川 888-2	048-991-3332		○
茂幼稚園	吉川市中央 2-34-3	048-981-4594		○
認定こども園吉川幼稚園	吉川市保 780-13	048-981-0612	○	
清浄院幼稚園	越谷市大松 700	048-976-1361		○
アスナロ幼稚園	越谷市弥十郎 737-1	048-975-2948		○
あゆみ幼稚園	越谷市恩間新田 221	048-978-4188		○
松沢幼稚園	越谷市谷中町 2-94-1	048-966-8686		○
認定こども園越谷さくらの森	越谷市増林字城ノ上 5987-1	048-966-0301	○	
認定こども園第二愛隣こども園	越谷市川柳町 3-275-1	048-986-0318	○	
認定こども園北越谷幼稚園	越谷市北越谷 3-2-18	048-976-5717	○	
認定こども園大袋わかばの森こども園	越谷市大杉 492-1	048-976-4880	○	
藤塚幼稚園	春日部市藤塚 1160	048-735-2521		○

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合は、保護者が施設に直接入園を申し込みます。
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の保育料、入所申込み方法などは直接施設にお問合せください。

すこやか子育てアドバイザー（子育て支援専門員）

すこやか子育てアドバイザーは、子育て家庭のニーズに合わせて、必要な施設や子育て支援サービスを利用していただけるよう、お話をうかがいながら、どんな子育てサービスが使えるのかを一緒に考え、子育て家庭をサポートしています。
松伏町（すこやか子育て課）では、すこやか子育てアドバイザーを配置しています。
（地域子育て支援センターの講座や親子サロンなどにも出張しています。）



＜ こんなときにご相談ください ＞

・引っ越してきたばかりで地域の子育て情報がわからない！

・幼稚園と保育園の違いって？入園手続きはどうすればいいの？

・子育ての悩みを相談したり、親同士で交流できる場所が知りたい！ など

～保育所等への入所以外の子育て支援事業～

※ご利用の前に必ずご確認ください。

〈一時預かり（1歳～就学前）〉

通院、私用等で一時的に保育できないとき、お子さんを預かります。詳しくは実施施設にお問合せください。

① 傷病、出産、冠婚葬祭などによる緊急保育　②リフレッシュ保育（月1回まで）

■実施施設／ゆたか保育園、かしのき保育園、町立第一保育所　■費用／1日1，600円（3歳未満2，600円）

〈こども誰でも通園制度（生後６か月～満3歳未満）〉

保育所・認定こども園等の施設に通っていないお子さんを預かります。詳しくはすこやか子育て課にお問合せください。

■実施施設／町立第一保育所　■費用／1時間あたり300円程度＋諸経費　■こども1人につき月10時間まで

〈ファミリー・サポート・センター（0歳～小学生）〉

☎ 048－990－9010（松伏町地域子育て支援センター内）

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（提供会員）が会員になり、
地域での子育てを支援する相互援助活動です。利用するには事前に会員登録が必要です。

◆援助できる内容

・保育園、幼稚園、学童クラブ等への送迎、その前後の預かり保育
・冠婚葬祭、学校行事等の際、こどもを預かること
・その他臨時的、突発的にこどもを預かること

◆費用／1時間　800 円（早朝・夜間・休日は 900 円）

〈緊急サポート事業〉

事前登録はこちらから ↓

☎ 048－297－2903（緊急サポートセンター埼玉）

急なこどもの預かりや送迎、受診後の病児保育、宿泊を伴うこどもの預かり等をしています。

◆費用／1時間　1,000 円　早朝・時間外：1,200 円／時　1泊：10,000 円

◆依頼受付時間／7:00～20:00　土日祝日可（年末年始 12/29～1/3 休み）

〈地域子育て支援センター〉

子育て中の親子の交流の場です。子育て講座、子育てに関する不安や悩みの相談等も行っています。

○松伏町地域子育て支援センター（松伏2428－1）

・開所日　月～金曜日の週5日　※年末年始（12月29日～1月3日）及び祝日を除く
・時　間　10:00～15:00
・問合せ ☎ 048－990－9010

○北部地域子育て支援センター（築比地674－2　農村トレーニングセンター内）

・開所日　月、水、金曜日　※12月29日～1月3日を除き、祝日も開所
・時　間　10:00～15:00
・問合せ ☎ 080－5179－1866（北部地域子育て支援センター携帯）



〈親子サロン〉

☎ 048－990－9010（松伏町地域子育て支援センター）

遊具でお友達と遊んだり、工作を楽しんだり、お散歩に出かけたり、
また、スタッフによる絵本の読み聞かせや手遊びの紹介など自由に楽しく過ごしています。

・日時／原則 第2火曜日　10:00～12:00　※祝日等により曜日変更あり
・場所／外前野記念会館「ハーモニー」2階
・対象／町内で子育て中の親子（未就学児）

入退室は自由ですので
気軽に遊びに来てください。

〈児童館「ちびっ子らんど」〉

☎ 048－993－0202（松葉1－6－3）

●利用時間　4月～9月　9:30～18:00 、10月～3月　9:30～17:00
●休 館 日　毎月第1月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）　※その他、臨時休館日あり

すくすくクラス（0歳児）、 わくわくクラス（1歳児）、のびのびクラス（2歳児）、 はぐくみ（2歳～就学前）
子育てにこにこサロン（子育てアドバイザー等の講師による講話やゲーム、グループトークなど）、
お話タイム（紙芝居やエプロンシアターなど）、ハッピーダンス、親子ビクス、あそびのこばこ（親子でゲームや運動遊び）、
各種教室、地域子育て支援センター合同事業、イクメン講座、各種イベント、グループボランティア協力事業、その他